

第3章 本県における特別支援教育の現状と課題

1 乳幼児期

(1) 早期発見・早期支援について

乳幼児期には、市町村によって様々な時期に健康状態の診察や保護者からの相談を受ける健康診査や相談事業が行われています。これらの健康診査で要精密の判定を受け、その後、医療機関の受診により診断につながる場合もあります。

「1歳6か月児健康診査」や「3歳児健康診査」のほか、平成22年から新生児聴覚検査^{※1}の体制を整えており、平成29年の本県新生児のうち、約97.4%が検査を受けています。

これらの健康診査により、支援が必要と判断された子どもについては、市町村の保健師等により家庭訪問や相談機関の紹介が行われていますが、中には、要精密の判定を受けても、病院や相談機関につながらないケースもあるなど、早期支援の充実が望まれています。

明星視覚支援学校（視覚障がい）及び都城さくら聴覚支援学校（聴覚障がい）、赤江まつばら支援学校（病弱）、延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）には幼稚部があり、小学校就学前の乳幼児への指導や支援を行っています。集団で周囲の人と関わるようになって気付かれることが多い発達障がいについては、これらの健康診査で全てを把握することは難しいと考えられ、小学校就学前教育・保育施設での気付きや対応が大切になってきます。

今回のアンケート調査における小学校就学前教育・保育施設の園長及び教員・保育士等への「障がいのある子どもの教育に関する講演会や研修会に参加したいですか」という質問に対して、園長の96%、保育士等の91%が参加したいと回答しています。

※1 新生児聴覚検査

早期に難聴の有無を発見するために新生児を対象として行う聴覚検査

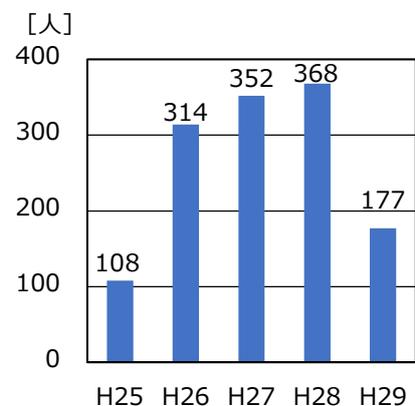


図1 各エリアにおける研修の小学校就学前教育・保育施設の教員・保育士等参加者数の推移

実際に、各エリアで行っている特別支援教育に関する研修会における小学校就学前教育・保育施設の教員・保育士等の参加者が年々増加しています。

今後もできるだけ早い時期に子どもの障がいの状況に気づき、適切な保育や支援を行うための研修の充実が必要です。

(2) 就学支援について

学校教育法施行令が平成 25 年 9 月に改正され、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みについて、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

特に、新たに小学校や中学校に就学する子どもの就学相談や就学先決定について、市町村教育委員会の役割が明確になりました。

また、同年 10 月に文部科学省によりまとめられた「教育支援資料」には、早期からの一貫した支援の重要性を明確にし、市町村教育委員会の就学手続におけるモデルプロセスや障がい種ごとの障がいの把握や具体的な配慮の観点等について解説されています。

県内の状況をみると、就学相談等の対象となる子どもの数は、年々増加傾向にあります（図 1）。また、特別支援学校が行う未就学児を対象とした来訪相談の件数と小学校就学前教育・保育施設を対象とした巡回相談の件数を合わせると、毎年 1,000 件（延べ件数）を超えている状況にあります。

県では、障がいのある子どもの支援に関して、関係機関との連携を図るために有効とされる「相談支援ファイル」の開発と活用について研究し、「個別の教育支援計画」の作成とともに市町村教育委員会への啓発を図ってきました。

「相談支援ファイル」は、相談や支援に必要な情報が共有され、医療や福祉、教育など関係機関相互の円滑な連携が図られるとともに、保護者が相談担当者等へ子どもの特性やこれまでの支援内容について説明する際の負担が軽減されるなど、就学支援に有効なものです。平成 29 年 12 月現在、県内 10 の市町村が作成し、活用しています。

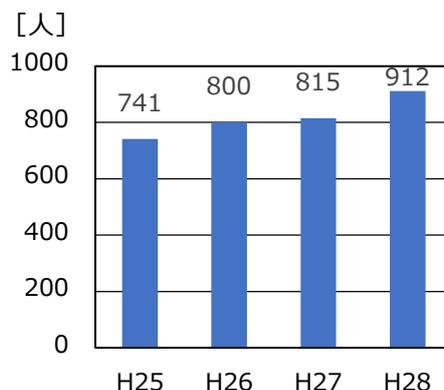


図 2 市町村就学指導委員会等の対象者数

今後も、「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画等の活用を促進するなど、就学先との連携を強化していくことが必要です。

(3) 小学校就学前教育・保育施設について

平成 19 年度から始まった特別支援教育により、幼稚園においても障がいのある子どもに必要な教育的支援を行うことになり、平成 29 年 3 月に告示された幼稚園教育要領においては幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために個別の教育支援計画等を作成し、障がいの状態等に応じた指導をすることが示されました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について例示されています。

本県では、平成 29 年度に幼保小接続・接続推進会議を立ち上げ、「宮崎県幼保小接続カリキュラム作成のためのてびき『つなぐ』」（平成 30 年 3 月）を作成しています。

さらに、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善に係るキャリアアップ研修の 8 つの分野の一つに「障がい児保育」が位置付けられ、障がいの理解、障がい児保育の環境、障がい児の発達の援助、家庭及び関係機関との連携、障がい児保育の指導計画、記録及び評価について研修することとなっています。

今後は、本県福祉・保健部局による保育士等の研修の体系化が図られ、基礎となる研修の充実が図られるとともに、複数の特別支援学校による教諭・保育士等を対象とした保護者との相談の進め方や個別の教育支援計画等の作成・活用、専門性を高める研修会の実施など実践的な研修が必要となります。

このために、関係機関との連携を強化した早期発見・早期支援の体制の整備や特別支援学校幼稚部における教育の実践紹介ができるようにする必要があります。

課 題

- 関係機関と連携した教諭・保育士等の研修の推進（新規）
- 「相談支援ファイル」及び「個別の教育支援計画」を活用した切れ目ない支援
- 乳幼児期からの早期支援体制の整備